② 鳥獣の種類・数
原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、３年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
③ 期間
１年以内。
④ 区域
原則として、規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
⑤ 方法
原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣の保護を目的とする場合
⑴ 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的
原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。
① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
② 鳥獣の種類・数
第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。
③ 期間
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
④ 区域
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
⑤ 方法
可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採ること。
⑵ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
原則として次の基準によるものとする。
① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）。
② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。
③ 期間
１年以内。
④ 区域
申請者の職務上必要な区域。
⑤ 方法
原則として、法第12条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
⑶ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
原則として次の基準によるものとする。
① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。
③ 期間
１年以内。
④ 区域
必要と認められる区域。
⑤ 方法
原則として、法第12条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

5 鳥獣の管理を目的とする場合
⑴ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的
① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方
有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。
その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。
ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。
また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。
② 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定
被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記①に加え次のとおりとする。
1) 基本的考え方
ア 基本的な方針
有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。
狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワンシロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであるか、又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき計画的に捕獲すべきであり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。
なお、第一種特定鳥獣保護計画を作成している鳥獣又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。
また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該鳥獣の積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。